

令和4年産の主食用米生産量675万トンに設定(農水省・食糧部会)

農水省はこのほど、「食料・農業・農村政策審議会 食糧部会」を開催、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の見直し等を審議会に意見を求め、了承された。

【令和3/4年の需要見通し】今年6月末における民間在庫は218万トンで確定し、7月指針比1万トン減に下方修正。令和3年産主食用米等の生産量は701万トン(10月25日現在の予想収穫量)と7月指針比8万トン上振れする見込みで、上記在庫と合わせた供給量見通しを919万トンに上方修正した。

一方、需要トレンドに人口減を乗じた需要量見通しを702万トンと算出した上で、3年産相対価格が下落していることが需要量に及ぼす影響や、直近の販売量が対前年比で増加していること等を踏まえて702~706万トンまでの幅をもって設定。来年6月末の在庫見通しを213~217万トンと見通した。今年6月末とほとんど変わらない水準。コロナ特別枠(子ども食堂など生活弱者への提供、中食・外食事業者等への販売促進)15万トンの需給への影響は見方が分かれる。

【令和4/5年の需給見通し】令和4/5年の需要見通しは、トレンド及び人口(推計値)を乗じて692万トンと算出。令和4年産主食用米等の生産量見通しは、令和5年6月末の在庫水準を200万トン以下とし、需給の安定に資するよう改善を図るものとして675万トン(前年目標比18万トン減)に設定した。

達成できれば令和5年6月末の民間在庫は196~200万トンの見通し。3年産作付よりさらに4万1千ha相当(平年収量試算)の削減が求められ、その実効性が焦点になる。

●令和3年/4年及び令和4/5年の主食用米等の需給見通し

<農水省11/19 基本指針変更>

(単位:万トン)

		基本指針 (7月策定)		3年11/19			
				見直し	差		
3	令和3年6月末民間在庫量	A	219	218	▲1	(令和2年産米の15万トンについてコロナ特別対策(特別枠)に取り組む場合の見通し)	
3	令和3年産主食用米等生産量	B	693	701	+8		
4	令和3/4年主食用米等供給量計	C=A+B	912	919	+7		→ 904 《15》
4	令和3/4年主食用米等需要量	D	703	702~706	▲1~+3		
4	令和4年6月末民間在庫量	E=C-D	210	213~217	+3~+7		→ 198~202 《15》
4	令和4年6月末民間在庫量	E		213~217		→ 198~202 《15》	
4	令和4年産主食用米等生産量	F		675			
5	令和4/5年主食用米等供給量計	G=E+F		888~892		→ 873~877 《15》	
5	令和4/5年主食用米等需要量	H		692			
5	令和5年6月末民間在庫量	I=G-H		196~200		→ 181~185 《15》	

(注)「主食用米等」の中には、主食用に供給されるもののほか、加工用途及び輸出用に供給されているものの一部が含まれている。欄外の記載は、令和2年産米の15万トンについて、コロナ影響緩和特別対策(特別枠)に取り組む場合の見通し。主食用米等需要量は、新型コロナウイルス感染症の状況や価格動向、コロナ影響緩和特別対策(特別枠)の販売・提供動向等によって、今後、変動する可能性がある。上記の需給見通しのほか、SBS方式による輸入予定数量を最大とした数量が主食用等として流通する見通し。ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

また、農水省は基本指針における今期(令和3/4年)需要見通しを703万トンから「702~706万トン」に変更した(前年実績704万トン)。その考え方として、年間取扱数量4千トン以上の卸売業者238社(年間取扱数量402万トン)を対象に令和3年7月~10月の販売動向調査を実施した結果、134万1千トン、前年同期比0.65%増加したことを根拠としてあげた。令和2/3年の市場流通見込み565万トンにおける販売量が0.65%増加すると需要量は約4万トン増加する見込みという。さらに、参考として、令和3年産米の相対取引価格が前年産に比べて60kgあたり1,378円下落しており、価格変動に伴う需要量の変動を推計すると、約3万トンの増加が見込まれることや、コロナ影響緩和特別対策における特別枠15万トンの販売・提供動向により、主食用米需要量が上振れする可能性があるとした。

飼料用米以外の選択枝拡大へ、水田活用交付金を見直し(農水省)

農水省は、4年産の需要に応じた生産・販売の推進に向け、水田活用の直接支払交付金と水田リノベーション事業の拡充・見直しを行う方針。その全体像は下図の通りで、自民党の農業基本政策検討委員会等の意見も踏まえて、見直し内容を固めたもの。毎年10万トンずつ、主食用米の消費減が続かなか、主食用米に戻る可能性がある飼料用米への転換に偏ることなく、より定着性の高い品目への転換を推進することが大きなテーマとなっており、今回の拡充・見直しも、その選択枝を拡大するための予算措置がポイントになっている。

水田活用の直接支払交付金の見直しでは、飼料用米・米粉用米の複数年契約は取組率が約9割に達して効果が薄れているため、4年産からの新規契約は追加配分の対象外となるが、経過措置が必要であることから、継続分(令和2年～、令和3年～)を対象に、令和4年では0.6万円/10aを支援。合わせて新市場開拓用米にも新たに複数年契約加算(1万円/10a)を創設する。また、転換作物拡大加算(1.5万円/10a)は水田リノベーション事業と趣旨が重複するため加算措置を廃止するが、都道府県連携型助成による拡大分への支援は継続する。

水田リノベーション事業では、新市場開拓に向けて3年度補正で予算額を拡充。生産者向け支援に410億円、実需者向け支援に10億円を充てる。生産者向け支援の対象品目には子実用とうもろこしが加えられ、新市場開拓用米(輸出用米等)、麦・大豆、高収益作物(野菜等)と同様に、助成単価は4万円/10aに。加工用米は3万円/10aに見直し、支援対象面積を拡大する。実需者向けは、需要の創出・拡大のための機械・施設の整備を支援するもので、対象は輸出向け/パックご飯の製造ライン、新市場開拓用米の保管施設…などとなる。

●令和4年度の水田活用直接支払交付金・水田リノベーション事業の拡充・見直し事項(案)

主な課題

主食用米の消費減少が続く中で、定着性の高い品目への転換・産地化を図る必要

令和3年産での作付転換のうち、飼料用米への作付転換が7割以上を占め、小麦・大豆・飼料作物等の品目の拡大は伸び悩み

今後需要の拡大が見込まれる輸出等の新市場開拓や加工・業務用等のニーズへの対応が重要

1. 国内外の新市場開拓による水田農業の生産性・収益性向上
 - 「水田リノベーション事業」の予算額を大幅に拡充【R3補正】
 - 麦・大豆の団地化、農業機械・技術導入に対する支援を強化【R3補正・R4当初】
 - 新市場開拓用米の複数年契約に対する支援を新たに創設(1万円/10a【R4当初】)
2. 飼料用米以外の選択枝の拡大
 - 水田リノベーション事業の対象品目・単価の拡充・見直し【R3補正】
 - ・子実用とうもろこしを追加(4万円/10a)
 - ・加工用米の助成単価を3万円/10aに見直し、支援対象面積を拡大
 - 計画的な地力増進作物の取組に対する支援を創設(2万円/10a【R4当初】)
 - 飼料用米の戦略作物助成単価は維持しつつ、産地交付金の加算措置を見直し【R4当初】
 - ・飼料用米・米粉用米複数年契約加算は、複数年契約に対する経過措置として、継続分(R2年～、R3年～)を対象にR4は0.6万円/10aを措置
 - ・転換作物拡大加算、高収益作物等拡大加算は廃止(都道府県連携型助成による拡大分への支援は継続)
 - 産地交付金の「留保枠」は残余があった場合の「追加配分枠」として継続【R4当初】
3. 転作が定着した水田への支援の見直し
 - 水張りができない農地は交付金の対象外であることを徹底
 - 現場の課題を検証しつつ、今後5年間(R4～8年)に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない方針【R4当初】
 - 多年生牧草への支援(戦略作物助成)について、播種～収穫を行う年は3.5万円/10a、収穫のみを行う年は1.0万円/10aに設定【R4当初】
 - 高収益作物による畑地化を加速させるため、17.5万円/10aを支援。その他作物は10.5万円/10a【R4当初】